

平成28年 第6回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 平成28年6月28日(火) 午後14時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 13名
1番 金崎 均 2番 水町 茂 3番 大西 準一
5番 大福 裕子 6番 木浦 由子 7番 森 清一
8番 永友 祥一 10番 永友 定己 11番 坂本 幸
12番 宇治橋 俊美 13番 永友 清太 14番 渡瀬 俊弘
会長 坂本 弘志
4. 欠席委員
なし
5. 議事日程
第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
第2 会期の決定(別記のとおり)
第3 諸報告
第4 議案第23号 農地移動適正化あっせん事業について
第5 議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認
について
第6 議案第25号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計
画の決定について
第7 議案第26号 農地法第3条第2項第5号の規定に基づく下限面
積について
6. 事務局職員 事務局長 鳥井和昭 局長補佐 三笠浩三
主 査 佐野由美

(開会14時00分)

[事務局]

それでは、ただいまから平成28年第6回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。坂本会長、会の進行をよろしくお願いいたします。

[議長]

こんにちは。本日の委員、13名中全員が出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項により、総会は成立しております。

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。高鍋町農業委員会会議規則第9条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。本日の議事録署名委員には、1番 金崎 均委員・2番 水町 茂委員を指名いたします。なお本日の会議書記には、事務局職員の三笠浩三局長補佐を指名いたします。

日程第2の会期の決定につきましては別記のとおり、本日6月28日の1日間とすることについて、ご異議はございませんか。【異議なしの声有り】異議なしと認めます。よって会期は、本日6月28日の1日間と決しました。

日程第3の諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

2ページをお開きください。諸報告、業務報告【6月】6日(月)平成28年第2回高鍋町議会定例会が行われています。会長、水町委員、事務局からは鳥井が出席しております。同じく6日(月)平成28年度児湯農業改良普及事業推進協議会総会が児湯農業改良普及センターで行われています。会長が出席しております。8日(水)9日(木)10日(金)15日(水)が同じく平成28年第2回高鍋町議会定例会が議場で行われています。会長、水町委員、事務局からは鳥井が出席しております。20日(月)第42回宮崎県農業者年金受給者協議会総会が宮崎県トラック協会で行われています。会長が出席しております。21日(火)現地調査です。永友定己委員、森委員、永友祥一委員、事務局からは、鳥井、佐野主査が出席しております。23日(木)が第1回宮崎県農業会議通常総会となっています。ウェルシティー宮崎で行われました。会長が出席しております。28日(火)平成28年第6回高鍋町農業委員会総会となっています。全委員、全職員出席となっております。総会が終わりまして平成28年度高鍋町農業後継者結婚相談連絡協議会総会が行われます。全委員、事務局からは鳥井、三笠補佐が出席となっております。

業務計画【7月】です。4日(月)転作現地確認です。9時半から町内となっております。森委員、永友清太委員、宇治橋委員です。同じく5日(火)転作現地確認です。永友定己委員、坂本会長、木浦委員、坂本幸委員、事務局から佐野主査が出席予定です。6日(水)同じく転作現地確認です。永友祥一委員、大西委員、大福委員です。7日(木)防衛協会高鍋支部総会がホテル四季亭で行われる予定です。会長、事務局からは鳥井が出席予定です。11日から20日の間、農地利用状況調査を行います。午前中が9時からです。午後からが13時30分からとなっています。委員につきましては前の方に書いてある委員さんが午前で後ろに書いてある委員さんが午後からになります。事務局からは川越農地相談員が出席いたします。農地利用状況調査

につきましては総会後に日程調整等させていただきますのでよろしくお願いいたします。21日(木)現地調査となっております。金崎委員、宇治橋委員、永友清太委員です。事務局からは鳥井、佐野主査が出席予定です。28日(木)平成28年第7回高鍋町農業委員会総会となっております。全委員、全職員出席予定となっております。業務報告、業務計画については以上です。

[事務局]

3ページをご覧ください。県進達経過報告を申し上げます。農地法5条申請平成28年5月23日現地調査を行っております。譲受人 ○○○○ 譲渡人 ○○○○ 転用目的は一般個人住宅で問題ありません。6月10日付で許可となっております。

続きまして4ページをお開きください。農地法第3条の3第1項の規定による届出書についてです。1番 権利者 ○○ ○○ ○○番 ○○○○ 農地の所在 大字○○字○○ ○○番 地目 田 面積 885 m²外 8筆 取得日 平成28年4月14日 取得事由は相続です。あっせんの希望があります。2番 権利者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○ 農地の所在 大字○○字○○ ○○番 地目 田 面積 388 m²外 14筆 取得日 平成28年4月18日 取得事由は相続です。あっせんの希望はありません。

続きまして5ページをお開きください。農地の時効取得に関する通知についてです。1番 大字○○字○○ ○○番 畑 852 m² 取得日 昭和47年12月 日不詳 権利者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○ 義務者 ○○ ○○ ○○番地 ○○○○。

続きまして6ページをお開きください。農地法第18条第6項の規定による通知についてです。1番 農地の所在 大字○○字○○ ○○番 地目 田 面積 944 m² 賃貸人 ○○ ○○ ○○番地 ○○○○ 賃借人 ○○ 大字○○ ○○番地 ○○○○ 解約届出日平成28年6月21日、解約成立日平成28年6月21日、土地引渡日平成28年6月21日となっております。2番 農地の所在 大字○○字○○ ○○番 地目 田 面積 944 m² ○○大字○○ ○○番地 ○○○○ 賃借人 ○○ ○○ ○○番地 ○○○○ 解約届出日平成28年6月21日、解約成立日平成28年6月21日、土地引渡日平成28年6月21日。解約の理由はいずれも合意解約です。

7ページをお開きください。農地移動適正化あっせん事業取下げ願いについてです。1番 申出者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○ 農地の所在 大字○○字○○ ○○番 畑 1,565 m²外 3筆 平成27年第11回高鍋町農業委員会総会において宇治橋委員、及び水町委員があっせん委員に指名された売渡申出につきまして6月13日に取下げ願いが提出されました。取下げの理由につきましては申出地を自社で耕作することに方針を変更した

ものです。以上報告いたします。

[議長]

ただいまの報告について、ご質問・ご意見はございませんか。

[議長]

他に質問はありませんか。【質疑なし】それでは、質問等ないようですから以上で諸報告を終わります。

それでは続きまして 日程第4、議案第23号農地移動適正化あっせん事業についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

8ページをお開きください。議案第23号農地移動適正化あっせん事業についてです。1番 平成28年5月27日 売渡の申出です。申出者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○ 農地の所在 大字○○字○○ ○○番 畑 140㎡ 2番 平成28年5月27日 売渡の申出です。申出者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○ 農地の所在 大字○○字○○ ○○番 畑 3,718㎡外2筆 3番 平成28年6月7日 売渡及び貸渡の申出です。申出者 ○○ ○○ ○○番 ○○○○ 農地の所在 大字○○字○○ ○○番 田 885㎡外4筆 4番 平成28年6月13日 売渡及び貸渡の申出です。申出者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○ 農地の所在 大字○○字○○ ○○番 畑 3,538㎡外1筆 この申出につきましてあっせん委員の指名をお願いいたします。1番と2番については隣接する土地になりまして○○○ ○さんと○○○○さんは○○でありますので一括して指名をお願いしたいと思いますよろしく申し上げます。

[事務局]

只今説明が終わりましたが、ご意見ご質問はございませんか。【質疑なし】無いようですのであっせん委員の指名をいたします。

売渡申出 1・2番 担当委員 14番 渡瀬 俊弘 副会長
順番委員 8番 永友 祥一 委員

売渡及び貸渡 3番 担当委員 12番 宇治橋 俊美 委員
順番委員 10番 永友 定己 委員

売渡及び貸渡 4番 担当委員 13番 森 清一 委員
順番委員 11番 坂本 幸 委員

以上です。よろしくお願いします。

[議長]

次に日程第5 議案第24号農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

19ページをお開きください。議案第24号農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認についてでございます。1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇番 地目 田 面積 944 m² 使用貸借となります。貸付人 〇〇大字〇〇番地 〇〇〇〇 借受人 〇〇大字〇〇番地 〇〇〇〇 転用目的は牛舎・資材置場となっております。担当の坂本会長からご説明をお願いします。

[15番]

はい、説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは〇〇です。地区は〇〇です。21ページ22ページを見てもらうと分かりますが、今回、〇〇〇〇さんが規模拡大のために現在ある牛舎の隣の田を転用して牛舎及び資材置場を増設するものです。牛の糞尿等についてはおがくずに浸透させて処理をするため付近の環境等には害は無いと言っておられます。また雨水については既存の排水路に放流します。確約書も出ておりますし、また地元の〇〇の同意も得ているという事です。別に問題は無いかと思っておりますのでよろしくお願いします。

[議長]

それでは、ここで現地調査を行った結果について担当委員からの報告をお願いします。

[10番]

6月21日に事務局の鳥井さん、佐野さん、委員3名で現地調査をしました。現地は〇〇から300mほど西に行ったところです。そこに牛舎がありその東側944m²を盛土されて牛舎を建てられるとの事です。現在ハウスが建っていましたが、それを撤去されて盛土してまたハウスは建てられるそうです。以上先程説明がありましたとおりです。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

重複する部分がございますが説明させていただきます。申請地は農業振興区域の農業用施設用地となります。農用区域内の農地から用途変更を行っております。青地だった所につきまして農業用施設用地ということで用途変更を行っております。転用目的は牛舎、資材置場であり、面積は 944 m²となっております。転用理由は経営規模拡大による牛舎、資材置場が不足するためそれらの施設を増設するため今回の申請に至っております。糞尿についてはおがくずに浸透させ処理するため付近の環境等に害を与えず、雨水については農業用排水路に放流するため付近の耕作地等に影響を与えないとなっております。なお排水路の雨水放流については水利組合と協議済であるとの文書が添付されており、汚水は発生しない、雨水は排水路で放流するとの確約書が添付されております。事業費は牛舎の建設費〇〇円となっております。資金については金融機関の残高証明書が添付されており事業費的には問題無いと判断いたします。なお小丸川土地改良区の転用につきましては差し支えないと意見書が添付されております。以上です。

[議長]

只今、説明報告が終わりましたがご意見、ご質問はございませんか。【質疑なし】それでは、質問もないようですから採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり承認と決定といたしました。

[事務局]

2番です。農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 地目 畑 面積 708 m² 所有権移転となります。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 転用目的は駐車場となっております。担当の坂本幸委員より説明をお願いいたします。

[11番]

はい、説明いたします。〇〇〇〇さんは〇〇〇〇の〇〇です。以前、昭和53年10月頃に〇〇に移転された〇〇〇〇さんの自宅と作業場を購入した、畑 708 m²が今回の申請となりました。使用目的としては駐車場であります。以前土地の一部が宅地という形になっていたようで、作業場も建っていました。購入されて今回そこを駐車場にしたい。現在は住宅も作業場もありません。駐車場で今回の申請となっております。よろしく申し上げます。

[議長]

それでは、ここで現地調査を行った結果について担当委員からの報告をお願いします。

[7番]

はい、報告します。6月21日に鳥井局長、佐野主査、永友祥一委員、永友定己委員、私（森委員）5名で現地調査を実施しました。申請のありました農地は26ページを見て頂きますと分かりますが、〇〇を〇〇に行きますと、〇〇に〇〇があります。すぐ50m手前の左側が申請のあった畑です。入口は道に面しており両サイドには申請者の家があります。奥は排水路を挟んで畑があります。現況は砂利が敷いてあり駐車場あるいは資材置場として利用されているものと考えられます。今後駐車場として利用したいという申請ですが、雨水等は地下浸透、近隣の環境には十分配慮、被害があった場合には責任を持って対応するという確約書と事前に駐車場として利用していたことに対しての始末書も添付されております。以上報告いたします。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

重複するところがありますが説明させていただきます。申請地は周辺農地の広がりから第一種農地と判断されますが既存施設の拡張となり、拡張にかかる部分の敷地の面積が既存の2分1を超えないものについては転用許可対象となります。現在既存敷地の面積は2,081㎡転用面積は708㎡で既存敷地面積の2分1以下であります。転用目的は駐車場で、面積は708㎡となっています。転用理由は事業で使用する車輛の置場が不足したためとなっています。事業費は土地取得費〇〇円となっており、金融機関の残高証明書が添付されており事業費的には問題無いと判断いたします。駐車場として使用するため汚水は発生せず、雨水については自然浸透とし近隣の環境には十分配慮するが被害が発生した場合は当事者が責任を持って対応することとなっています。なお排水処理については確約書が添付されております。また事前着工ですので始末書が添付されております。以上です。

[議長]

只今、説明報告が終わりましたがご意見、ご質問はございませんか。【質疑なし】それでは、質問もないようですから採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって、

本件は原案のとおり承認と決定といたしました。

[事務局]

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 地目 畑 面積 118㎡外1筆 所有権移転となります。譲渡人 〇〇 〇〇 〇〇番 〇〇〇〇 譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 転用目的は一般個人住宅となっております。担当の大福委員より説明をお願いいたします。

[5番]

譲受人の〇〇〇〇さんは現在〇〇の方に居住をされておられます。ところが勤務先が〇〇ということで様々な利便性を考えた時に〇〇に新築したいということで理にかなっていると思われます。以上です。

[議長]

それでは、ここで現地調査を行った結果について担当委員からの報告をお願いします。

[8番]

報告します。6月21日に森委員、永友定己委員、事務局2名と私（永友祥一）5名で現地確認を行いました。申請地は、30ページを見てもらえばわかるかと思いますが、〇〇を東の方向に約100mほど入った住宅地の一角です。申請地の地番がずれていて場所が違うように感じますが、31ページを開いて頂けますか、解りづらい図面にはなっていますが右下の矢印の方向、左上に移動した所にあります。それで異なった二つの地番、〇〇と〇〇が隣り合わせになると思います。申請地は全面雑草が生えておりましたが周辺は住宅地で三方が道路がありまして、周りをコンクリートブロックで囲み合併浄化槽の設置をするということで問題は無いかと思ひます。代金は364㎡で〇〇だそうです。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は都市計画用途区域、第二種高層住居専用地域に用途区域が定められた地区にある農地であることから第三種農地と判断されます。第三種農地は転

用許可対象であります。転用目的は一般個人住宅であり転用面積は 364 m²となっております。転用理由は、現在町外に居住しているが、勤務先が高鍋町のため、勤務の都合上時間が不規則で住宅を建築することにより、勤務上の利便性が向上し、体も十分休めることができ、これ以上の適地はないということで今回の申請に至っております。南、西、北側は道路、東側は農地となっているため、転用に伴う土砂等の流失を防ぐため、ブロック塀等被害防除施設を設けることになっております。汚水は合併浄化槽を通し排水路へ放流し、雨水についても排水路へ放流するとの確約書が添付されております。事業費は土地代〇〇円、建物建築費〇〇円、整地・門扉ブロック費〇〇円、合計〇〇円となっております。金融機関の融資予約証明願が添付されており、事業費的には問題無いと判断いたします。以上です。

[議長]

只今、説明報告が終わりましたがご意見、ご質問はございませんか。【質疑なし】それでは、質問もないようですから採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり承認と決定といたしました。

[議長]

次に、日程第6議案第25号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

37ページをお開きください。議案第25号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定についてです。所有権移転です。1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 1,750 m²外 1筆 所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 所有権の移転を受ける者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 担当の渡瀬副会長よりご説明をお願いします。

[14番]

説明いたします。この畑は先月あっせんが成立した畑です。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇へ所有権を移転するものです。よろしくをお願いします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか

【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 4,594 m² 所有権を移転する者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 所有権の移転を受ける者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 担当の宇治橋委員よりご説明をお願いいたします。

[12番]

はい、説明いたします。5年前にあっせんで〇〇〇〇さんが購入したものです。今回、公社から買い戻す時期ということで、金額としては〇〇円となっております。場所は〇〇となっております。以上です。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか
【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 3,172 m² 外6筆 所有権を移転する者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 所有権の移転を受ける者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 担当の坂本幸委員よりご説明をお願いいたします。

[11番]

説明いたします。〇〇〇〇より〇〇〇〇へ農業経営強化法による所有権の移転です。〇〇の普通畑 12,903 m²で金額は〇〇円です。〇〇〇〇は〇〇のメンバーで経営も安定しています。よろしく申し上げます。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか
【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

39ページをお開きください。利用権設定です。大字〇〇字〇〇 〇〇番畑 1,750 m²外 1 筆 利用権を設定する者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 〇 利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 担当の渡瀬副会長より説明をお願いいたします。

[14] 番

説明いたします。先ほどの所有権を移転した〇〇から〇〇〇〇さんが5年間貸借するものであります。〇〇〇〇さんは認定農家です。よろしく願いいたします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[議長]

続きまして、日程第7議案第26号 農地法第3条第2項第5号の規定に基づく下限面積についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

[事務局]

40ページをご覧ください。議案第26号 農地法第3条第2項第5号の規定に基づく下限面積についてです。41ページをご覧ください。農業委員会の適正な事務実施についての一部改正のより、農業委員会は、毎年、下限面積の設定又は改正の必要性について審議することになったことから、今年度の下限面積について以下のとおり提案するものです。方針ですが、下限面積については、法律で定められた50アールとし、別段の面積の設定は行ないません。理由といたしましては、農地法施行規則第17条第1項及び第2項に規定された別段の面積の基準には該当しないためであります。以上です。

[議長]

事務局の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認

することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

以上で、本日の議案のすべてを終わりましたが事務局からその他連絡事項がありましたらお願いします。

それでは、これをもちまして、平成28年第6回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(14時45分終了)

高鍋町農業委員会会議規則第9条の規定により、ここに署名する。

議 長 会 長

署名委員 1 3 番

署名委員 1 4 番